

## 第1章 連携と協働で進めるまちづくり

### 第1節 地域コミュニティの育成

#### 1. 地域コミュニティの育成

##### <現況と課題>

少子・高齢化や核家族化の進行、情報社会の進展などを背景に、市民の価値観が多様化するなかで、地域における連帯意識が希薄化し、本来の相互扶助機能の低下が社会的にも問題となっています。高齢者・障害者や子育てへの支援、環境、防災、防犯など、最も身近な地域問題を地域で協力して解決していく自立的な地域づくりに向けて、自治会をはじめとする地域コミュニティの役割はますます重要になっています。

本市ではこれまで、各地域の自治会により、夏祭りや盆踊りなどの伝統行事や地域毎の特色あるコミュニティ活動が展開されてきました。また、筑西市自治会連合会により、各地域の連携と情報交換が行われています。

今後は、自治会への加入促進はもとより、地域における様々な活動の場や機会を充実し、市民が主体性をもって互いに支え合う自立的な地域コミュニティを育成していく必要があります。

##### ■自治会数（平成18年）

	下館支部	関城支部	明野支部	協和支部	合計
自治会数	235	74	80	54	443

##### ■自治会加入状況

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
加入世帯数	32,256	32,191	32,243	32,410	32,100
全世帯数	35,520	35,737	35,863	36,083	36,353
加入率（%）	90.8	90.1	89.9	89.8	88.3

全世帯数＝住民基本台帳（各年3月31日現在）自治会数・加入世帯数

資料：自治会総会資料

##### <基本目標>

自治会をはじめ地域の自主的・自立的な活動を支援するとともに、団塊の世代の参加やリーダーの育成、幅広い情報提供などを通して、連帯感や郷土愛にあふれ、豊かな暮らしの基礎となる地域コミュニティの育成に努めます。

また、市民が日常的にふれあい・話し合うことができる場として、集会施設の有効活用を図ります。

**<目標指標>**

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
自治会への加入状況	88.3%	90.0%

**<施策の体系>****<基本施策>****(1) コミュニティ活動の活性化**

身近な地域の課題を地域が自らの力で解決できるよう、自治会組織の自立的な運営を支援するとともに、活動の周知や加入の働きかけなどにより自治会活動の活性化を促進します。

また、コミュニティ情報の提供や世代間の交流など、地域の個性や資源を活かした多彩で元気な地域活動を促進します。

**(2) コミュニティリーダーの育成**

様々な地域活動を支えるボランティアや活動の核となる人材（コミュニティリーダー）の育成を進め、その活動を支援します。

また、定年退職を迎える団塊の世代が積極的に地域活動に参加できるしくみづくりを行い、コミュニティリーダーの発掘を推進します。

**(3) コミュニティ施設の活用**

地域の交流や情報交換の場として児童館やコミュニティセンターなど地域の集会施設の利用環境の改善を図ります。

また、広域的なコミュニティ活動の拠点として、地域交流センター、生涯学習センター、公民館など各施設の連携・協力体制を充実します。

## 第2節 市民参加による協働のまちづくり

### 1. 市民参加の推進

#### <現況と課題>

少子高齢・人口減少社会にあって、ますます多様化するまちづくりの課題に適切に対処していくためには、市民が自分たちのまちづくりについて主体的に考え、自由に参加できる機会を確保することが重要です。

これまでのまちづくりにおいては、行政が市民の負託の下にその中心的な役割を担ってきました。その中であって、本市では、近年、安全な地域づくり、市民同士の支え合いや環境保全の取組みなど、自主的な市民の活動が積極的に展開されており、まちづくりや社会活動に対する市民の参加意識は年々高まりを見せています。

今後とも、市民と行政が相互の信頼と合意の下、それぞれの特性や能力を発揮し相乗効果を生み出せるよう、市民のまちづくりへの参加意識の一層の高揚を図るとともに、活動環境の整備や情報の共有を通じて、市民が主役となるまちづくりを進める必要があります。

#### ■筑西市内に活動の本拠を置く NPO 法人の数（各年末現在）

H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
0	1	2	2	3	4	6	7

H18は11月1日現在

資料：茨城県民運動推進室資料から抜粋

#### <基本目標>

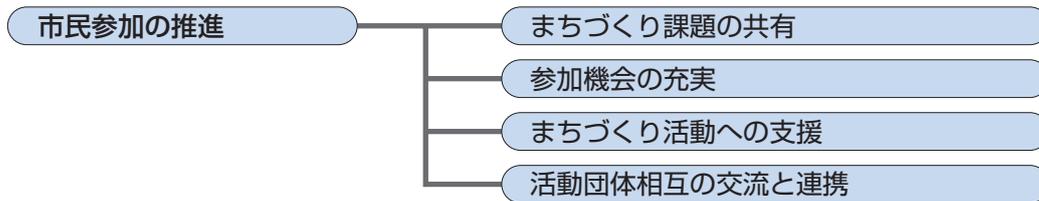
地域を知り、学ぶ機会を充実させ、市民と行政が課題意識を共有するとともに、市民の市政への参加を促進します。

また、市民団体等の結成や活動の活性化を促進し、多様な主体が参加する協働のまちづくり・市民が主役のまちづくりを実践し、持続的で広がりのある市民活動の展開を図ります。

#### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
筑西市に活動の本拠を置く NPO 法人数	7 法人	14 法人
市民活動登録団体数	(制度なし)	20 団体

## ＜施策の体系＞



## ＜基本施策＞

### (1) まちづくり課題の共有

市政の課題等について、広報紙やインターネット（ホームページ）などを通じた情報発信機能を充実させ、市民への積極的な情報提供に努めます。

また、出前講座の実施などにより、市の職員が施策について市民に直接説明を行うとともに、話し合う機会を充実し、まちづくりの課題を共有することで、課題解決に向けた市民の意識啓発を図ります。

### (2) 参加機会の充実

市が行政計画を策定するにあたっては、パブリックコメント（※1）制度や市民参加型の会議などを通じて、その決定過程における市民の参加機会の拡大を図ります。

また、市長ほっとライン（※2）をはじめとする広聴活動の充実とともに、市民提案制度の導入に向けた検討など、市民の声を聴く体制を強化します。

### (3) まちづくり活動への支援

市民活動を支援する市の窓口を明確にし、市民活動団体の登録制度を設けるとともに、総合的な支援が一元的にできる体制を整備します。

併せて自主的で主体的な市民活動の拠点となる施設の設置、児童館やコミュニティセンターなどの有効活用など、活動環境の整備を進めます。

また、市民団体等への支援については、市民参加によりその必要性を十分協議し、真に必要な支援を行うとともに、市民活動を円滑にするために改善が必要な規制等の見直しに努めます。

### (4) 活動団体相互の交流と連携

市民活動に関する情報の収集を行い、広く情報提供をするとともに、連絡会議等を設置して団体相互間の交流や連携を進めます。

また、拠点施設を活用し市外で活動する団体等との情報交換や交流を進め、連携の強化を図ります。

※1 パブリックコメント：政策等の意思決定過程において、広く案等を公表し、市民の意見を市政に反映させる手法。

※2 市長ほっとライン：市政に関する意見や、まちづくりについての提言を電子メール・FAX・専用はがきで応募する制度。

## 2. 協働のしくみづくり

### <現況と課題>

地方自治体の自立的な発展のためには、市民と行政が対等なパートナーとして連携・協力していくことが不可欠であり、相互の信頼に基づき、力を結集し、協働のまちづくりを推進していくことが求められています。

本市ではこれまで、自治活動の支援や広報広聴の充実、市民参加の啓発・促進など、市民と行政が手を取りあって進める様々なまちづくりに取り組んできました。

今後は、こうした活動を礎としながら、いきいきとした“協働”を本市のまちづくりの基本として定着させていくため、地域や活動団体の特性が十分に発揮できる協働のあり方、進め方について基本的なルールを確立していくとともに、それを支える行政の体制を整えていく必要があります。

### <基本目標>

市民・団体・企業などと行政が互いに自主性を尊重し、役割と責任を分担して協働していくため、基本的なしくみと行政の支援体制を整え、地方の時代にふさわしいまちづくりを推進します。

### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成 18 年)	目標値 (平成 23 年)
委員会等の公募導入率	(データなし)	50%

### <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 協働の基本原則の確立

市民と行政が対等の立場で協議・検討し、協働のまちづくりを進めていく上での基本原則を確立するとともに、これに沿って具体的に行動するための指針を策定します。

### (2) 市民協働型まちづくりの推進

市民の発想を重視したまちづくりを進めるため、広く市民からの提案を求めるとともに、その内容について、市民と行政が共に参加する委員会等において、施策化に向けた検討を行うなど、市民にわかりやすい施策の選択を推進します。

また、地域の活力を活かすしくみや組織の整備など、各地区に重点を置いた地域自治のあり方を検討するとともに、職員研修やフォーラムの開催などを通じて、市民協働型のまちづくりについて市民・職員の意識の啓発を図ります。

### (3) 協働を支える環境整備

各種委員会の委員の選任にあたり公募制を積極的に導入するなど、市民が市政へ参加しやすい環境を整備します。

また、市民と行政の協働を進める上での総合調整を担う部署を設置するなど、窓口の一本化を推進します。

## 第3節 人権の尊重と男女共同参画社会づくりの推進

### 1. 人権の尊重

#### <現況と課題>

人と人とのふれあいや思いやりの心を育み、差別や偏見のない住みよいまちづくりを進めるためには、基本的な人権の尊重が何より大切なことです。

しかしながら、依然として残る差別意識に加え、学校や職場でのいじめ問題、児童への虐待、インターネットの匿名性による個人の尊厳の侵害など、人権に関わる新たな社会問題も生じており、命にも関わる事件・事故の要因ともなっています。

本市ではこれまで、重要な課題である同和問題に取り組むとともに、人権教室や講演会の開催など、学校や社会教育等あらゆる機会を通して人権の尊重に関する啓発を推進してきました。また、人権擁護委員と連携して、子どもや高齢者の人権の保護、家庭・近隣のトラブル相談など様々な人権擁護活動を推進してきました。

今後とも、すべての市民が、人種、信条、性別、出身、障害の有無などに制約されることなく、互いの人権を尊重しあい、その個性や能力を十分に発揮して参画できる社会をめざして、人権啓発・人権教育に総合的に取り組んでいく必要があります。

#### <基本目標>

一人ひとりが人間の尊さについての自覚を持ち、差別や偏見のない明るさに満ちた民主的な人間関係を築き、ともに生きる社会を実現していくため、様々な機会を通して人権意識の高揚を図ります。

#### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
人権啓発研修会等の開催回数	2回	4回
人権講演会、フォーラム等への参加者数	687人(H17)	1,500人

#### <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 啓発活動の推進

国や県、他市町村及び関係団体等と連携・協力しながら、様々な人権課題に関する正しい認識を深め、併せて、国際的視野に立った人権尊重の意識が広く定着するよう啓発活動を推進します。

### (2) 人権教育の推進

標語や作文・書道の募集、人権教室や講演会の開催、啓発物品の配布など、学校教育や各種社会教育など様々な学習機会を通じて、基本的人権の尊重が正しく身に付くよう、それぞれに対応した人権教育を推進します。

また、人権教育を推進するにあたり、人権問題に関して深い認識と理解を持つ指導者の育成に努めます。

### (3) 人権擁護活動の推進

人権擁護委員会を中心に、人権に関わる問題の把握や解決に向けた研修会・講演会等の開催や相談・指導体制の充実を図り、人権擁護活動を推進します。

## 2. 男女共同参画の推進

### <現況と課題>

近年、ライフスタイルや家族形態の多様化を背景に、女性の職場進出や地域活動への参加はますます活発となり、男女共同参画の視点に立った法制度の整備をはじめ、男女が共にあらゆる分野に社会参画できるよう様々な取組みが進められています。

しかしながら、女性に偏る家事・育児・介護等の負担や配偶者からの暴力、職場でのセクシュアル・ハラスメントなど社会参画を阻害する諸問題は依然として存在しており、性別による固定的な役割分担意識や慣行の解消に社会全体で取り組んでいくことが求められています。

本市においては、講演会、セミナーの開催をはじめとする学習機会の充実や共同参画意識の啓発に努めるとともに、女性の社会参画を積極的に支援してきました。

今後は、男女共同参画に関する条例を制定するとともに、「男女共同参画基本計画」を策定し、男女が互いに自立し、認め合う活力のある男女共同参画社会の実現に向けた取組みの一層の推進が必要となっています。

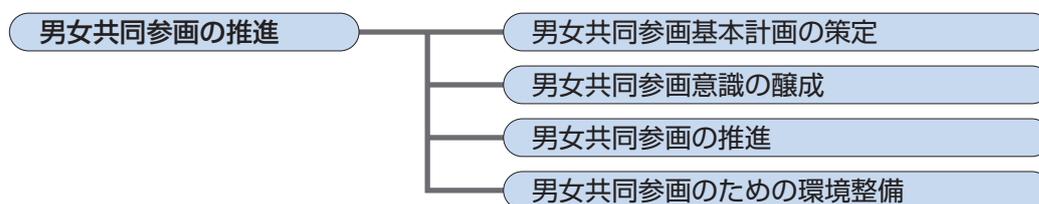
### <基本目標>

市民や事業者、関係機関等と連携を図りながら市民意識の醸成や社会環境の整備を図り、男女が社会の対等な一員としてあらゆる分野に参画し、共にその人の個性や能力を発揮していく男女共同参画社会を実現します。

### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成 18 年)	目標値 (平成 23 年)
審議会等における女性の登用率	19.4 %	30.0 %

### <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 男女共同参画基本計画の策定

男女共同参画に関する条例を制定するとともに、諸施策を計画的に推進するための調査・研究を行い、施策の指針となる基本計画を策定し、実践します。

### (2) 男女共同参画意識の醸成

男女共同参画の視点に立って、互いに理解しあえる社会の実現に向け、講演会やセミナーなど、学習機会の拡充を図るとともに、啓発パンフレット、チラシの配布を行い、男女共同参画に関する意識の醸成に努めます。

### (3) 男女共同参画の推進

男女共同参画審議会を設置し、男女共同参画基本計画の策定及びその推進に努めるとともに、広い視野を持ったリーダーを育成し、男女共同参画に取り組む団体等の活動支援とネットワーク化を促進します。

また、政策や方針の決定の場である審議会や委員会等への女性の登用を推進します。

### (4) 男女共同参画のための環境整備

配偶者からの暴力など女性問題の相談体制の充実や、関係機関と連携した被害者の支援体制の充実に努めます。

また、育児や介護と労働との両立を支援するため、情報の提供を行い、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の一層の定着を促進します。



■ 講演会（男女共同参画社会をめざして）



■ 父と子のケーキづくり

## 第4節 情報公開と市民サービスの向上

### 1. 情報公開と広報・広聴活動の充実

#### <現況と課題>

市民と行政が信頼関係を深め、共通の理解のもとに協働のまちづくりを推進していくため、市は、必要な情報の適切な開示や、計画・事業に対する説明責任を果たしながら、透明性の高い施策を推進していくことが求められています。また、市民の意見・提言を適切に施策に反映させていくため、市民や地域の情報の把握に努め、広く市民の声を聴く体制を整えていく必要があります。

本市ではこれまで、情報公開制度はもとより、説明会・懇談会の開催などを通して施策・事業のわかりやすい説明に努めてきました。また、広報紙やホームページコンテンツの充実などによる広報の充実を図り、行政情報の適切な提供に努めてきました。

今後とも、市民が必要とする行政や地域の情報の把握に努め、だれもが利用しやすい情報提供を行う広報広聴活動の一層の充実を図るとともに、パブリックコメント制度の確立や市長ほっとラインの充実、提案制度の検討など、市民の声を適切に市政に反映していくしくみづくりを推進していく必要があります。

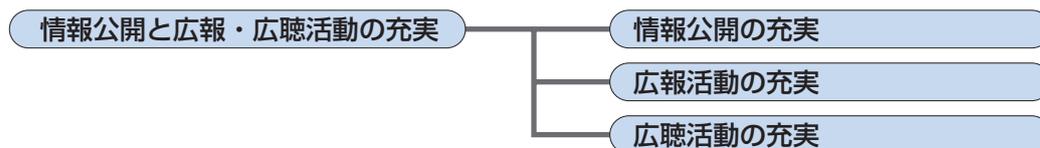
#### <基本目標>

市民と行政の相互理解に基づく協働のまちづくりを推進していくため、わかりやすい行政情報の提供や適切な情報公開を推進するとともに、市民の意見・提案を聴く機会の充実や市政に反映していくしくみづくりを推進します。

#### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
市のホームページへのアクセス数	240,000件	600,000件

#### <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 情報公開の充実

情報公開制度の周知に努めるとともに、市民の求める情報について、個人情報保護法などに留意しながら、適切な公文書の開示を行います。

### (2) 広報活動の充実

広報紙の充実に努めるとともに、ホームページやメールマガジンなど、いつでも・どこでも・必要な情報を・必要な人に提供できる市民生活に密着したきめ細かなサービスの提供に努めます。

### (3) 広聴活動の充実

懇談会の開催や意見箱、市長ほっとラインなどを活用して、広く市民の声を聴き、活かしていく体制の充実に図ります。

また、市の政策立案にあたっては広く市民から意見を募集するとともに、各種会議においても可能な限り公募制を採用し、市政に参加できる機会づくりを進めます。

さらに、パブリックコメントを積極的に行うよう、そのしくみづくりを進めます。



■ 広報紙 (People)

## 2. 市民サービスの向上

### <現況と課題>

多様化する市民ニーズに対応した適切な市民サービスを持続的に提供していくためには、真に市民が求める公共サービスのあり方を改めて検討するとともに、相互理解のもとに納得のいくサービスを提供することが必要です。このため、窓口の効率化はもとより、適切で迅速な処理を行う能力やシステムの一層の向上が求められています。

本市ではこれまで、統合型ネットワークの構築による事務処理の効率化とともに、戸籍・住民基本台帳等のオンライン化、接遇の徹底など、本庁、支所、出張所のどこでも、だれもが利用しやすい公共サービス窓口の充実に努めてきました。

今後とも、市民の意見や要望を的確に把握しつつ、ニーズに応じたわかりやすく利用しやすい公共サービスの提供に努めていくとともに、ワンストップサービス<sup>(※)</sup>化、利用時間の延長、休日開庁など、窓口体制のさらなる充実に図っていく必要があります。

### <基本目標>

市民ニーズの的確な把握のもと、だれもが利用しやすい便利な窓口サービスの充実など、質の高いサービスの提供に努めます。

### <施策の体系>



### <基本施策>

#### (1) 質の高いサービスの提供

情報化に対応した事務処理能力の向上と効率的な推進体制の整備を図り、ワンストップサービス化の推進など、多様なニーズに対応した真に求められる質の高いサービスの提供に努めます。

#### (2) 窓口サービスの充実

休日開庁、平日の利用時間延長など地域の実情にあった、利用しやすい窓口サービスの充実を図ります。

また、支所や出張所の機能を見直し、だれもがいつでもどこでも、迅速に公平にサービスを利用できる体制を整えていきます。

※ ワンストップサービス：行政機関等に対する問合せ、申込み、届出、請求、申請などの際に複数箇所・複数回数の手続きが必要なものを、1ヶ所または1回で済ませることができるようにするサービス。

## 第5節 多様な交流の促進

### 1. 市民交流の促進

#### <現況と課題>

本市ではこれまで、それぞれの地区で培われた伝統芸能を継承し、また、各種行事・イベントを実施しながら市民交流を図ってきました。

これらの行事・イベントは、市民の積極的な参加と協力により、市の魅力や特色を発信する機会となるとともに、市内外から訪れる多くの人々との交流により、さらにその魅力を高める契機ともなることから、各種行事・イベントを通じた交流の一層の発展が期待されています。

このようなことから、今後とも、各地域で継承されてきた祭りや各種交流イベントを継続し、市民相互の交流の活性化を図るとともに、それを支えるイベントボランティアの育成・支援などが必要となっています。

#### ■主な祭り・イベントの開催状況

(平成18年)

1月	どんど焼き（市内各所）	だるま市（下館大町通り）
2月	辻集落火渉（辻集落センター）	
3月	関本神社太々神楽（関本神社）	桜まつり（明野公民館）
4月	明野薪能（明野公民館） 湯立祭（雷神社） 宮山公園まつり（宮山ふるさとふれあい公園）	芝桜フェスティバル（藤野・西原地内） 小栗内外大神宮太々神楽（小栗内外大神宮）
7月	下館祇園祭（羽黒神社ほか）	関本祇園祭（関本地区）
8月	下館灯ろう流し（五行川河畔） 下館盆踊り大会（アルテリオ） あけのひまわりフェスティバル（宮山ふるさとふれあい公園周辺）	川島花火大会（鬼怒川河畔） どすこいペア（関城支所）
10月	下館薪能（市民会館）	
11月	しもだて商工まつり（市役所駐車場） 小栗内外大神宮太々神楽（小栗内外大神宮） 関本神社太々神楽（関本神社）	明野ふれあい祭り（明野公民館）
12月	小栗判官まつり（新治小学校）	

## <基本目標>

歴史や伝統ある祭りや行事を継承し、市民参加による地域イベントの一層の充実・活性化による市民交流を促進します。

また、各種地域イベントを支えるボランティア組織の育成・支援に努めます。

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 地域行事・イベントの活性化

各地域で実施されてきた祭り・行事・イベント等を支援し、内容の充実・活性化を促進し、市民が交流を深める機会の創出に努めます。

### (2) イベントボランティア組織の育成・支援

市民参加による地域イベントの一層の充実・活性化を図るため、イベントを支えるボランティア組織を育成し、その支援に努めます。



■ しもだて商工まつり

## 2. 都市・地域間交流の推進

### <現況と課題>

近年、都市生活者を中心に、老若男女を問わず豊かな自然や落ち着いた生活を志向する傾向はますます強くなっており、交通・通信手段の飛躍的な発達に伴った生活圈や交流圏の拡大により、都市間や地域間の交流が拡大してきています。

本市では、歴史的な背景や地域文化をもとに、昭和54年に岡山県高梁市と友好都市協約を結んだほか、二宮尊徳ゆかりの全国の市町村との「報徳サミット」への参加、各種観光イベントの開催など、様々な分野での交流を実施してきました。

今後は、これまでの取組みをさらに発展させ、産業・経済・観光・文化・スポーツ・学術など様々な分野において、本市を代表する豊かな自然環境を活かした文化交流や情報交流の場・機会を創出し、地域のさらなる活力づくりを推進していく必要があります。

### <基本目標>

豊かな自然や魅力ある歴史、地域文化、経済の結びつきなどを活用しながら、多彩な都市・地域間の交流をさらに推進するとともに、新たなまちの活力の創造に努めます。

また、地域性を活かした交流事業の企画、各種イベントの充実や大会の誘致などを進め、交流人口の拡大に努めます。

### <施策の体系>



### <基本施策>

#### (1) 地域間交流の推進

歴史的・文化的なつながりなどの深い地域との交流促進や道路・鉄道を通じた地域間連携の強化を図ります。また、市民や民間団体相互の交流活動を促進し、多様なネットワークの形成を図り、交流機会の拡大に努めます。

#### (2) 友好都市交流事業の推進

互いの情報を共有し、これまで行なってきた各種交流事業を継続するとともに、関係機関や民間団体との連携のもと、新たな推進体制の整備を図り、地域の特性を活かした特色ある交流を推進します。

### 3. 国際交流の推進

#### <現況と課題>

交通体系・情報通信ネットワークの飛躍的な発達などにより、急速に国際化が進展し、経済から教育・文化・スポーツなど多様な分野での国際交流が活発化しています。

異なる風土・文化や価値観を持つ外国の人々との交流は、幅広い視野を持つ市民の育成や、市民と外国人の相互理解を深めるために重要です。また、暮らしの中の国際化も着実に進行しており、交流の舞台も地域が中心となりつつあります。

今後は、多文化共生社会の実現を目指し、外国人にとって住みやすい社会・生活環境を整備していくことも必要となっています。このため、市民と在住外国人との交流を促進し、市民の国際理解の増進に努めるとともに、民間団体やボランティアへの支援・協力とこれら相互の連携を強化し、市民と一体となった国際化推進のための体制づくりを一層進めていく必要があります。

#### ■筑西市内の外国人登録者数

平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
2,295 人	2,194 人	2,331 人	2,433 人	2,414 人

各年 12 月末日現在の外国人登録人員表による

資料：市民課

#### <基本目標>

市内国際交流団体や市民ボランティアとの連携のもと、推進体制を強化し、活動の活性化を図ります。

また、市民の国際理解を深めるため、在住外国人との交流事業を推進するとともに、外国人が住みやすい環境づくりを推進します。

#### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成 18 年)	目標値 (平成 23 年)
国際交流事業参加外国人数	4,979 人	5,500 人
国際交流団体に所属するボランティア数	239 人	300 人

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 国際化に対応した環境の整備

国際交流を推進する民間組織の中心となる筑西市国際交流連絡協議会の活動を支援するとともに、市民ボランティアや関係機関・団体との連携の下で国際交流推進体制の整備を図ります。

また、在住外国人を対象に、生活ガイドブックの配布を行うほか、外国語案内板の設置や、自治会などの地域コミュニティへの参加を促進するなど、外国人が住みやすい環境づくりを進めます。

### (2) 交流事業の推進

国際交流団体やボランティアと連携しながら、在住外国人のための日本語教室等の充実を図るとともに、受講した外国人が市民に母国語を教授するなど、語学を通じた交流を推進します。

また、市民が外国の文化や習慣などの理解を深めるために、市民と在住外国人との交流の場として、地域のイベントを積極的に活用し、交流事業を推進します。



■ お花見国際交流会

## 第6節 効率的な行財政運営の推進

### 1. 効率的な行財政運営の推進

#### <現況と課題>

本市の財政は、三位一体の改革や事務事業費の増大の影響を受け、財政調整基金の枯渇など厳しい状況におかれています。減税補てん債、臨時財政特例債を含む経常収支比率は、平成17年度93.3%と財政硬直化の傾向となっています。財政力指数は、平成16年度0.62で、類似団体（※1）の0.74と比較して低い状況になっています。このため、少ない経費で最大の行政効果を生むという地方自治の根本原則に則った、効率的な行財政運営が求められています。

また、「定員適正化計画」及び「集中改革プラン」では、今後5年間で職員数10%の純減目標を見込んでおり、職員の資質向上はもちろんのこと、組織・機構の見直し等による効率の良い行財政運営が必要です。

一方、インターネットを始めとする情報通信技術を積極的に導入し、行政サービスを効果的に進める電子市役所を構築する必要があります。

#### ■経常収支比率

平成15年度	平成16年度	平成17年度	類似団体（H16）
86.9	94.4	93.3	86.3

経常収支比率：歳出のうち人件費や公債費など経常的な支出に、市税などの経常的収入がどの程度充当されているかを示すものです。80%を超えると財政構造の弾力性が失われつつあるといわれています。

#### ■財政力指数

平成16年度	平成17年度	類似団体（H16）
0.62	0.64	0.74

財政力指数：財政力指数は地方公共団体の財政力の強弱を示す数値として用いられます。財政力指数が1.0に近くなる（より大きくなる）ほど財源に余裕があるといえます。

#### <基本目標>

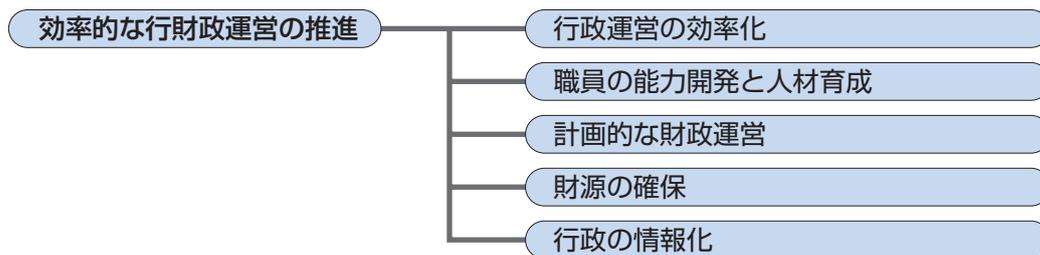
行政サービスを効率的に市民に提供するため、限られた資源を最大限に活用し、行政評価の成果等を踏まえ、コスト意識に根ざした行財政運営をめざします。併せて、これらを効率的に進めるため行政の情報化を推進します。

また、市民ニーズに迅速かつ的確に対応できる組織・機構の見直しを継続的に行い、職員の適正配置、資質向上など適切な人事管理等を推進します。

## <目標指数>

目標項目	現況値 (平成 18 年)	目標値 (平成 23 年)
グループ制導入率	18.2%	50.0%
電子申請による行政手続数	20 手続	40 手続

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 行政運営の効率化

行財政改革を推進するとともに、行政評価などの充実を図ることで、行政の透明性の確保や効率的な行政運営に努めます。

市民サービスの向上に向け、政策立案機能を強化するとともに、全庁横断的に行政運営や調整を担う行政経営部門を設けるなど、継続的に組織・機構の見直しを行い、組織の総合力の向上を図ります。

民間に委ねた方が効率的にサービス提供できる業務は、積極的に民間委託を推進します。また、公の施設について、施設の統廃合、指定管理者制度の導入、民間活力の活用等を推進します。

### (2) 職員の能力開発と人材育成

人材育成基本方針に基づき、職員研修等を積極的に行い、職員の資質の向上と能力開発を効果的に推進します。

また、「定員適正化計画」に基づき、退職に伴う職員の不補充により減員を図るなど、効率的な行政運営を推進します。

さらに、職員の適性や経験などを活かした人員配置、能力主義・成果主義に基づく給与制度の運用などにより職員のやる気を引き出し、行政能力の開発・向上に努めます。

### (3) 計画的な財政運営

計画的な財政運営を行うため、短期的な財政健全化計画及び中・長期財政計画を策定します。

行政評価による事務事業の見直しや実施計画による事務事業の選択を実施し、それらと連動した予算編成により財源の効果的・効率的な活用を図り、適正な財政運営を推進します。

さらに、水道事業、病院事業、公共下水道事業等の経営の健全化を推進します。

#### (4) 財源の確保

企業誘致や人口定着の促進などにより、地方財政の基幹となる市税の確保と増収に努めます。

使用料及び手数料は、住民負担の公平性と受益者負担の原則に基づき、適正な負担となるよう見直します。

新たな財源確保のため、市ホームページや封筒等に有料の企業広告掲載を行います。また、未利用となっている市有地の利用計画や売却などを検討します。

#### (5) 行政の情報化

電子市役所（※2）の実現に向けて、各種申請・届出、諸証明の電子申請化を推進します。

また、行政事務の高度化と効率化を図るため、グループウェア（※3）等の充実などの基盤を整えるとともに、情報セキュリティの徹底を図ります。

※1 類似団体：人口と産業構造により市町村を分類し、同じ分類となった市町村

※2 電子市役所：情報通信網及び情報通信技術を利用して、各種行政サービスの提供を行う自治体を指す。インターネットなどを利用した行政と住民との情報交換、各種申請など手続きの電子化、本庁舎と公共施設を情報ネットワークで結ぶこと等が挙げられる。

※3 グループウェア：庁内 LAN を活用して情報共有やコミュニケーションの効率化を図る。主な機能としてグループ内の電子メール、電子掲示板、文書共有機能がある。

## 2. 広域行政の推進

### <現況と課題>

近年の交通・情報網の発達や経済活動の進展を背景にして、住民の日常生活圏は行政区域を越えて拡大しています。また、市民ニーズも年々多様化、高度化してきており、広域的な連携が重要になってきています。

本市では、近隣市町村と一部事務組合を設置して、ごみ・し尿・消防などの共同処理を実施するとともに、公共公益施設の相互利用やスポーツ施設の広域的利用を進めてきました。

今後も、共同処理による実施が望ましい事務については、関係市町村との連携と調整を図りながら、適正な広域行政を推進していく必要があります。

#### ■共同事務処理一覧

(平成19年1月1日現在)

名称	構成市町村等	共同処理事務
茨城県市町村総合事務組合	県内全市町村	退職手当、消防賞じゅつ金 交通共済 消防災害補償、非常勤公務災害
茨城租税債権管理機構	県内全市町村	滞納処分等
筑西広域市町村圏事務組合	筑西市・結城市・桜川市	広域圏、火葬場 老人福祉センター 消防、し尿、ごみ ふるさと市町村圏 県西総合公園、職業訓練センター 温浴施設
下妻地方広域事務組合	筑西市・下妻市・ 常総市・八千代町	ごみ処理施設等の周辺環境整備 し尿、ごみ、葬斎場
県西総合病院組合	筑西市・桜川市	病院
筑北環境衛生組合	筑西市・笠間市・ 桜川市	し尿
筑西食肉衛生組合	筑西市・結城市	と畜場
筑西市等公平委員会 ※	筑西市・筑西食肉衛生組合 筑西広域市町村圏事務組合	

※ は共同設置、それ以外は一部事務組合

## <基本目標>

生活圏の広がりに対応したまちづくりや行政サービス水準の向上を図るため、近隣市町村との広域連携を進めるとともに、公共施設の広域利用を推進します。

また、共同処理している事務については、効率的な運営が促進できるよう一部事務組合等との連携を図ります。

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 広域連携の強化

広域行政機能の強化と構成市町村との連携を図り、共同処理事務の効率的な運営を促進します。

また、関係市町村との連携と協調を図りつつ、広域的プロジェクトや道路等の整備、公共施設の広域利用についての協力体制を強化します。

### (2) 個性的な圏域づくり

筑西広域市町村圏域各市の個性を互いに尊重し、連携と協調を深めながら、活力と個性ある圏域づくりに努めます。

また、スポーツ・芸術文化などのソフト事業に積極的に取り組みながら豊かな筑西文化圏を形成していきます。



■ 環境センター